

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	令和6年度第3回武蔵村山市市民協働推進会議
開 催 日 時	令和7年3月13日（木）午後7時～7時40分
開 催 場 所	中部地区会館（市役所4階）403集会室
出 席 者	出 席 者：田中委員（座長）、瀬口委員（副座長）、吉澤委員、酒井委員、米光委員、大野委員、加藤委員、末木委員、雨宮委員、並木委員 事 務 局：協働推進課長、協働推進課係長、協働推進課主事 オブザーバー：ボランティア・市民活動センターセンター長
報 告 事 項	武蔵村山市協働事業提案制度令和7年度実施事業の採択決定について
議 題	1 武蔵村山市協働事業提案制度令和8年度実施事業募集要項について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 武蔵村山市協働事業提案制度令和8年度実施事業募集要項について 以下の内容について一部修正の上、事務局案を承認した。 (1) 事業を実施するためのスタッフの時給単価の目安について、事業実施時点の東京都の最低賃金以上の金額となるよう修正する。 (2) 市募集テーマについて、理解しやすい記載に改める。 (3) 対象事業の表について、対象コースが分かりやすくなるよう修正する。 議題2 その他 令和7年度実施事業及び令和7年度武蔵村山市市民協働推進会議の流れについて確認した。
審 議 経 過 (発信者) ◎印：座 長 ○印：委 員 ●印：事務局	*会議に先立ち、オブザーバーの同席を承認した。 報告事項 武蔵村山市協働事業提案制度令和7年度実施事業の採択決定について － 報告事項について、事務局から報告 － ◎ 事務局の報告に対する質疑等はあるか。 ○ 質疑等なし。 議題1 武蔵村山市協働事業提案制度令和8年度実施事業募集要項について － 議題1について、事務局から説明 － ◎ 事務局の説明に対する質疑等はあるか。 ○ 7ページ下部に記載してある人件費及び報償費の目安の時給単価を記載した別表について、人件費「事業を実施するためのスタッフ」の時給単価を現時点の東京都の最低賃金としているが、昨今の最低賃金の上昇推移を考慮して、例えば1,170円としてはどうか。

審 議 経 過 (発信者) ◎印：座 長 ○印：委 員 ●印：事務局	◎ 時給単価は具体的な金額ではなく、文章で記載した方がよいと思う。 ● 具体的な時給単価を記載することは困難であることから、金額ではなく、例えば「事業実施時点の東京都の最低賃金」のように、金額ではなく文言での記載としたい。 ○ 市民活動団体とスタッフが互いに納得しているのであれば、時給単価が最低賃金を下回っていても問題ないと考えことから、募集要項に目安の時給単価を記載しなくてもよいと思う。 ◎ 仮に時給単価が500円であっても問題ないのか。 ○ 時給単価の金額の多寡の問題ではなく、時給単価の最低金額を募集要項に記載する必要はないと考えている。 ◎ 昨今、市民活動団体に従事するスタッフのワーキングプアの問題が発生している。特に、市民活動団体のスタッフがボランティア中心である場合、スタッフの活動意欲が高く、安価な時給であっても活動に従事するスタッフが存在する。市民活動団体とスタッフが時給単価について互いに納得している場合であっても、スタッフが自発的に安価な時給で従事することにより、お互いが意図しない問題が発生する可能性がある。 そのため、募集要項に目安の時給単価を記載する必要があると思う。 なお、あくまで目安の金額であり、必ずしも最低賃金以上の金額でスタッフに従事させることを市民活動団体に義務付けるものではないと思うが、認識に間違いはないか。 ● お見込みのとおり。 しかし、市としては市民活動団体がスタッフに業務として従事させるのであれば、最低賃金以上の時給単価とすべきであると考える。 ○ スタッフの時給単価については様々な考え方があると思うが、市の見解と同様に最低賃金以上の金額を要望すべきだと思う。 ◎ 募集要項に記載するスタッフの時給単価について、東京都の最低賃金以上の金額に修正することとし、文章表現は事務局に一任することで異議はないか。 － 賛成多数 － ◎ 募集要項に記載するスタッフの時給単価について、東京都の最低賃金以上の金額を要望するとし、文章表現は事務局に一任する。 ほかに質疑等はあるか。 ○ 3ページに記載してある市募集テーマについて、募集テーマはどのような方法で市民から募るのか。 ● 事務局にて庁内調査を実施し、庁内から要望があったテーマを市募集テーマとして募集要項に盛り込む予定である。 ○ 市募集テーマについて、この募集要項（案）を見ると、記載が唐突であるように感じられる。以降の項目を確認すれば理解できるものの、市募集テーマという表現に加えて、「※これ以外のテーマの事業も応募できます。」という記載から、どのような事業を提案できるのか読み手に伝わりづらいように感じる。 ● いただいた意見を受けて、理解しやすい記載に改めたい。 ◎ 参考として、令和7年度実施事業募集要項ではどのように記載していたのか。 ● 令和7年度実施事業の募集に当たっては、市募集テーマを設定していなかった。
---	---

審 議 経 過 (発信者) ○印：座 長 ○印：委 員 ●印：事務局	なお、令和５年度実施事業募集要項では、「行政テーマ型事業」の名称で事業を募集した。 ○ 令和５年度実施事業募集要項では、令和８年度実施事業募集要項（案）における団体育成型事業及び市政参加型事業と並び、市募集テーマが独立した募集事業であるように記載されていた。令和８年度実施事業募集要項（案）では、団体育成型事業及び市政参加型事業のどちらでも市募集テーマを提案できることを強調するために市募集テーマの記載場所を変更した結果、理解が困難になったのだと思う。 ◎ 市募集テーマについて、過年度に庁内から要望があった事業テーマはあったのか。 ● 事務局である協働推進課以外の部署が要望する事業テーマはなく、協働推進課が提案を要望する事業テーマを市募集テーマとして提示した。 ◎ ぜひ、庁内調査の実施に当たり、事務局から他部署に掛け合っていただきたい。 話が変わるが、武蔵村山市協働事業提案制度を他市の同様の制度と比較した場合、団体育成型事業の提案団体に対して交付される合計１８０万円の補助金は、多摩地域では国分寺市が同種事業で交付する上限２００万円の補助金に次ぐ金額である。本日の会議に出席の委員も、身近な市民活動団体に対して協働事業提案制度について周知していただきたい。 ● ３ページ中段の対象事業の表について、「５ 次のいずれかに該当する事業（④については、(2)及び(3)に該当する事業）」とあるが、この記載内容と、(1)から(4)までの項目について団体育成型事業に○が記載されていることが矛盾しているため、後日、事務局にて実施要綱に基づき修正したい。 ◎ ３ページ中段の対象事業の表の修正について、事務局に一任することで異議はないか。 ○ （一同）異議なし。 ◎ ３ページ中段の対象事業の表の修正について、事務局に一任する。 ほかに質疑等がなければ、一部修正の上、事務局案を承認することで異議はないか。 ○ （一同）異議なし。 ◎ 修正内容について事務局に一任して修正することとし、事務局案を承認する。 議題２ その他 － 議題２について、事務局から説明 － ◎ 事務局の説明に対する質疑等はあるか。 ○ 「(1)令和７年度実施事業の流れ（団体育成型事業）」について、令和８年２月に事業報告会の内容に基づき作成する実施事業仮評価と、４月に事業実施結果報告書の内容に基づき作成する事業評価結果について、２月から４月にかけて事業に大きな変更が生じていない場合は、実施事業仮評価をもって事業評価結果とする認識に間違いはないか。 ● お見込みのとおり。 ○ 仮に、２月から３月までの間で事業評価結果に影響するような事
---	---

審 議 経 過 (発信者) ◎印：座 長 ○印：委 員 ●印：事務局	業の変更が生じた場合は、必要に応じて実施事業仮評価の見直しを実施するという認識に間違いはないか。 ● お見込みのとおり。 令和8年度第1回武蔵村山市市民協働推進会議の議題で令和7年度実施事業評価報告書の作成があることから、実施事業仮評価の見直しを実施する場合は、令和8年度第1回武蔵村山市市民協働推進会議で行う予定である。 ◎ 協働事業提案制度の制度改正により、団体育成型事業である「みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう」事業は実地調査の対象であると思うが、仮に実地調査を実施する場合は、いつ頃を予定しているのか。 ● 事業実施2年目となる令和8年9月頃を予定している。 ○ 令和6年度第2回武蔵村山市市民協働推進会議の次第資料では、11月に次年度実施事業の事業審査を実施する流れを記載しているが、本会議の次第には9月に令和8年度実施事業の事業審査を実施するとの記載がある。 ● 令和6年度第2回武蔵村山市市民協働推進会議の次第資料には令和7年度実施事業の募集及び実施の流れを記載しており、本会議の次第には令和8年度実施事業の募集及び実施の流れを記載している。令和7年度実施事業の募集は、協働事業提案制度の制度改正があり募集時期が遅れたが、令和8年度実施事業の募集は、本来の募集時期である6月に募集を開始し、9月に事業審査を実施する予定としている。 ◎ 以上をもって、令和6年度第3回武蔵村山市市民協働推進会議を閉会する。
会 議 の 公 開 ・ 非 公 開 の 別	☒公 開 傍聴者： 0 人 ☐一部公開 ☐非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 []
会 議 録 の 開 示 ・ 非 開 示 の 別	☒開 示 ☐一部開示（根拠法令等： ） ☐非 開 示（根拠法令等： ）
庶 務 担 当 課	協働推進部 協働推進課 （内線： 243 ）

(日本工業規格A列4番)